

厚生労働省発子 1222 第 9 号
令和 4 年 12 月 22 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働事務次官
(公印省略)

次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について

標記については、平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号本職通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。